

賃貸借契約の解約届

令和 年 月 日

管理者 埼玉県住宅供給公社 様

賃貸借契約書に基づき、賃貸借契約を下記のとおり解約したい。なお、解約日までに本物件を明渡します。

太枠の中にご記入ください。

団地名		部屋番号	
駐車場	有 ・ 無	区画番号	
氏名	印	TEL 携帯	
解約日	令和 年 月 日 () ※解約日は最短で、公社に本書面が届いてから30日後となります。必ず解約日の30日前までに公社に提出してください。※原則、解約日の変更は受付できません。ご注意ください。		
退去検査希望日	令和 年 月 日 () 午前・午後 : ※土日、祝日はご遠慮ください。 ※検査は、部屋が空の状態を実施します。 ※後日、公社担当者よりご連絡差上げます。(ご希望に添えない場合もあります)		
原状回復工事方法	A か B のいずれかに ○ をつけてください。 賃貸人又は管理者に原状回復工事を依頼 A:する B:しない ※Bの場合、ご自身で原状回復工事を実施いただきますが、解約日までに工事を終えて完了検査を受ける必要があります。(検査に合格するまで家賃が発生します。詳細はお問合せください。)		
移転先 住所	〒 -		
TEL	※未定の場合は空欄で可。ただし退去検査までにご連絡ください		
勤務先 名称			
TEL			
敷金返金振込先 金融機関	銀行		支店
	普通 ・ 当座 No.		
	名義人(カタカナ)		

*今後の参考にいたしますのでご協力をお願いします。*該当する番号に○、および記述してください(複数可)

1. 解約の理由	1. 分譲住宅(戸建・マンション)の購入 2. 転勤 3. 家賃が高くなった 4. 部屋数・広さが足りなくなった(世帯人数 人 → 人) 5. 部屋数が多く、広すぎるようになった(世帯人数 人 → 人) 6. 親と同居 7. 家庭の都合(世帯分離、離婚など) 8. 近隣関係(騒音など) 9. 物件の立地が悪い(駅から遠い等) 10. その他()
2. 世帯構成	1. 単身 2. 親子 3. 夫婦 4. 三世代 5. その他() 世帯人数(人)
3. 移転先	1. 分譲住宅 2. 実家 3. 賃貸住宅 4. 社宅 5. その他()
4. 要望事項など	間取り (1. リビングを広く 2. 位置が良くない 3. 部屋が狭い 4. 部屋が広い) 5. その他() 設備機器などの要望 (1. オートロック 2. 防犯カメラ 3. 見守りサービス 4. センサーライト 5. ガスコンロ 6. エアコン 7. 無料インターネット 8. ウォシュレット) 管理者への要望 ()
5. 年収	1. ~300万 2. 301万~400万 3. 401万~500万 4. 501万~600万 5. 600万以上

様式第 号 (第 条関係)

令和 年 月 日

埼玉県知事 様

住 所
氏 名
電 話
印

埼玉県特定優良賃貸住宅入居者等変更届

埼玉県特定優良賃貸住宅の入居者に関する事項について、埼玉県特定優良賃貸住宅家賃減額補助金交付要綱第 条第 項の規定により下記のとおり届けます。

記

団 地 名				
団 地 所 在 地				
入 居 者	変更日	平成 年 月 日		
氏 名 関 係	変更前氏名	変更後氏名		
入 居 者	死亡年月日			
死 亡 関 係	死亡者氏名			
入 居 者	退去者氏名	退 去 日	平成 年 月 日	
退 去 関 係	退去の理由			

解約届を提出するにあたって

1 解約日について

解約届は、記入、押印の上、解約日の30日前までに公社に提出してください。

(賃貸借契約書参照)

解約届は公社賃貸住宅管理課にご連絡頂ければご郵送いたします。また、公社ホームページからもダウンロードすることができます。

いずれにしても、解約届けが公社に到着した日から30日後が最短の解約日となります。

また、保証会社の更新日もご確認いただき、余裕を持って手続きをしてください。

2 家賃について

月の途中で解約の場合、家賃、共益費、駐車場使用料は日割り計算となります(賃貸借契約書参照)。家賃は契約家賃(契約書の金額)の日割り計算となります。

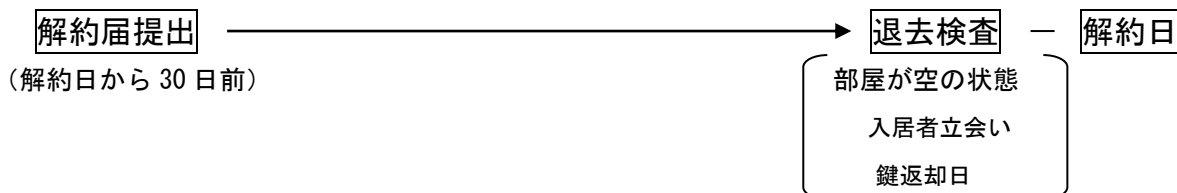
例1 5月31日解約の場合 ⇒ 5月1日までに公社に解約届けを提出。(末日で解約)
5月の家賃引き落とし日に5月分が引き落とされます。

例2 5月20日解約の場合 ⇒ 4月20日までに公社に解約届けを提出。(月の途中で解約)
その際、家賃は日割り計算となりますが、契約家賃を30日で割り、日数をかけます。
駐車場使用料、共益費も日割り計算となります。
5月の家賃引き落とし日に5月分の日割り分が引き落とされます。

ただし、解約届け提出日によっては、満額の引き落としになってしまう場合がありますが、退去精算時にあわせてご精算いたします。

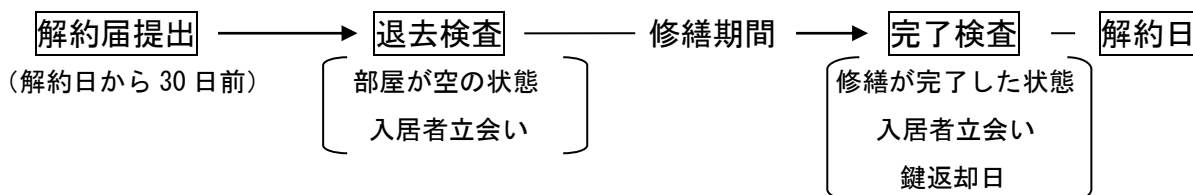
3 原状復帰修繕について

(1) 賃貸人または管理者に原状回復修繕を依頼する場合



退去検査日に賃貸人または管理者が修繕箇所を指摘し、原状回復修繕費用が確定します。敷金より原状回復修繕費用を清算し、差額は返還し、不足額が生じた場合は追徴いたします。完了検査については、管理者が責任をもって行います。

(2) 自ら業者に依頼し、原状回復修繕を行う場合



退去検査日に賃貸人または管理者が修繕箇所を指摘します。その後退去者が修繕工事を行い、解約日までに完了検査を受けます。解約日までに完了検査に合格しなかった場合、合格する日までの契約家賃の日割り分を敷金よりいただくこととなります。

なお、指定業者以外認めないオーナー様もいますので、あらかじめご了承ください。

※ 備え付けの備品（設備の鍵、カーサリーブのふた、TVジャック、洗濯パンのエルボー、取扱説明書等）については完了検査日または退去検査日に返還していただきます。後日の受付は致しませんのでご了承ください。

4 注意事項

- (1) 移転先と敷金返還先口座は必ず記入して下さい。記入がない場合、敷金の返還ができなくなることがあります。移転先が記入時に決まっていない場合は、未記入のまま解約届けを提出し、退去検査日までに弊社にご連絡ください。
- (2) 解約届けを提出する際、同封の「埼玉県特定優良賃貸住宅入居者等変更届」に記入、押印し、併せて提出願います。
- (3) 駐車場契約については、住宅の解約届を提出していただくと、住宅の解約日と同日が駐車場の解約日となります。なお、それ以前に駐車場契約の解約を希望する場合は、希望日の30日前に駐車場の解約届を提出していただきます。
- (4) 引越しゴミや不用の自転車・バイクは必ずご自分で処分してください。
- (5) 立駐機等のカギはスペアキーも一緒に検査時に返却してください。
- (6) **ガス警報器をリース契約等で設置している方は、必ず取り外してください。**

連絡先 ☎ 330-8516

さいたま市浦和区仲町 3-12-10

埼玉県住宅供給公社

管理事業部 賃貸住宅管理課

T E L 048-829-2866

F A X 048-825-1823